

※ひな型ですので、実情に応じて記載内容の追記や削除をしていってください。

レストラン 新日本コーポレーション (仮) 消防計画 (防火管理規程)

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、レストラン 新日本コーポレーション (仮)における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、レストラン 新日本コーポレーション (仮)に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

(予防管理組織)

第3条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、次のとおりとする。

防火管理者 <u>新日本 一郎 ※ 防火管理者名前を記入</u>			
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	職・氏名	担当区域	氏名
1 階	チーフ <u>新日本 二郎</u> <u>※資格等は不要</u>	カウンター	<u>担当者名 ※資格等不要</u>
		客室	<u>担当者名 ※資格等不要</u>
		厨房	<u>担当者名 ※資格等不要</u>
2 階	接客主任 <u>新日本 三郎</u> <u>※資格等は不要</u>	客室	<u>担当者名 ※資格等不要</u>
		事務室	<u>担当者名 ※資格等不要</u>
		休憩室	<u>担当者名 ※資格等不要</u>

(建物等の自主検査)

第4条 火元責任者は、自主検査票に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象		実施月日	検査対象	実施月日
建築物	通路・階段等	1日2回	火気使用設備	毎日終業時
	防火区画	1日1回		
消防用設備等		1日1回		

- 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。
- 防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、※管理権限者名に報告し、改修を図らなければならない。

(従業員等の遵守事項)

第5条 全従業員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなけ

ればならない。

(1) 火気管理に関する事項

- ア 喫煙管理に常に注意し、店内の吸殻の点検を行う。
- イ 吸殻は、燃えるゴミと一緒にしないように分別処理をする。
- ウ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。
- エ 火気使用器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
- オ 厨房内は常に整理整頓し、グリスフィルター等は定期的に清掃する。
- カ 工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する。

(2) 放火防止に関する事項

- ア 建物の周囲に可燃物を置かない。
- イ 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- ウ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
- エ トイレ、洗面所、倉庫等の巡視を行う。

(3) 避難管理に関する事項

- ア 廊下、階段、通路には、物品（ビールケース、料理の材料等）を置かない。
- イ 階段、客席等出入口に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- ウ 防火シャッターの降下位置に物品が置かれている場合は、直ちに除去する。

(消防用設備等の法定点検)

第6条 消防用設備等の機能を維持管理するために（新日本コーポレーション株式会社に委託して）次により法定点検を実施する。

消防用設備等	点検実施年月 <u>※月日とありますが、実施予定月だけ記載</u>	
	機器点検	総合点検
消火器	6月	12月
屋内消火栓設備	6月	12月
自動火災報知設備	6月	12月
誘導灯	6月	12月
	←設置のない設備の記載は削除します	
	←設置のない設備の記載は削除します	

- 2 防火管理者は、消防用設備等の法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、※管理権限者に報告し、改修を図らなければならない。
- 3 消防用設備等の法定点検の結果は、1年に1回消防署長に報告しなければならない。

(自衛消防活動)

第7条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

- 2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。

班長や班員に資格等は不要ですが、有事を想定し出来るだけ日頃から現場にいる方の選任をお願いします。  
班員については従業員数等が足りない場合は選任は不要です。

自衛消防隊長 (防火管理者)	通報連絡班 班長 ( <u>新日本 二郎</u> ) 一班員 ( <u>担当者名</u> ) ( <u>担当者名</u> )
	消火班 班長 ( <u>新日本 三郎</u> ) 一班員 ( <u>担当者名</u> ) ( <u>担当者名</u> )
	避難誘導班 班長 ( <u>新日本 四郎</u> ) 一班員 ( <u>担当者名</u> ) ( <u>担当者名</u> )

**任務分担**

通報連絡班	119番で消防機関へ通報する。 店内への非常放送を行う。 関係者への連絡を行う。
消火班	消火器等による初期消火を行う。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。 避難器具により逃げ遅れた者を避難させる。

\* 必要に応じ応急救護班、安全防護班を組織する。

(震災対策)

第8条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

備蓄品目	数 量	備蓄場所
飲料水 (1人1日あたり3リットル)	20 12本	事務室
非常用食料 (缶詰、乾パン等)	40個入り 3箱	
応急手当セット (三角布、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ等)	救急セット1式	
懐中電灯、乾電池	懐中電灯1個、単1乾電池12個	
携帯用ラジオ	1台	

※ 備蓄品内飲料水及び非常食にあつては、帰宅困難等により店内に滞留が予想される従業員数を満たす数量を確保する。

**※ 必要と思われるものは追記してください。例：発電機、簡易トイレ、毛布等**

キ 救助、救出用資機材を確保するとともに、定期的に点検する。

保管品目	数 量	保管場所
ヘルメット	10個	屋外物置
スコップ	2本	
つるはし	1本	
ハンマー	1本	
※保管が不要ものは記載削除してください。		
ロープ	2本	
軍手	10双	

※ 救助救出用資機材にあつては、保安要員数を満たす数量を確保する。

(2) 緊急地震速報発表時の対応

- ア 緊急地震速報を確認した者は、その情報を周囲の者に知らせるとともに、身体保護の措置をとる。
- イ 照明器具等の落下危険がある場合は、速やかに安全な場所へ移動し身体保護の措置をとる。
- ウ 来店者等に対し情報を提供し、パニック防止及び安全保護に努める。

(3) 地震発生時の安全措置

- ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- イ 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- ウ 防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(4) 地震発生後の自衛消防活動

地震発生後において自衛消防隊は、次の活動を行う。

ア 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

- (ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
- (イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は店内にいる来店者等に知らせる。

イ 警戒巡視

消火班は、次のことを行う。

- (ア) 火災発生の際及び被害状況の把握のため、店内を巡視する。
- (イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。
- (ウ) 店内の被害状況等を防火管理者に報告する。

ウ 避難誘導

避難誘導班は、来店者等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

- (ア) 来店者等を落ち着かせ、原則自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。この場合に照明器具等の落下の恐れがある場所にいる来店者等については、壁ぎわ

等安全な場所に移動させるものとする。

(イ) 来店者等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。

(東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの措置)

第9条 東海地震注意情報の発表を知った従業員は、直ちに防火管理者等に報告する。

- 2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ、ラジオ等を通じて情報確認のうえ、各自衛消防隊員等に対し、速やかに警戒宣言が発令された場合の措置、任務分担等必要な事項を伝達指示するものとする。
- 3 東海地震注意情報及び交通機関停止等その他の情報について、放送設備等により顧客等に伝達し帰宅を促すものとする。
- 4 東海地震注意情報発表時若しくは、警戒宣言発令時の自衛消防活動に係る人員にあっては、必要最低限の人員確保を図った後、予め定めた計画に基づき従業員の時差退社を行う。

(警戒宣言発令時の対応策)

第10条 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、原則として営業を中止し、来店者等が混乱しないで退場できるようにする。

2 自衛消防隊は、次の活動を行う。

(1) 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

ア テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

イ 従業員等に対し、警戒宣言が発令された旨の情報伝達を行う。

ウ 混乱防止を図るため、必要な情報は店内にいる来店者等に知らせる。

なお、来店者等への情報伝達は、各階に避難誘導班を配置させた後に行う。

(2) 応急対策

消火班は、次のことを行う。

ア 火気を使用する設備・器具の使用は原則として禁止するものとし、やむを得ない場合は、最小限とするとともに、監視人を置く等の措置を行うものとする。

イ 窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う。

ウ 照明器具、ロッカー、書類棚、OA機器、物品等の転倒・落下防止措置を行う。

エ 非常持出品の準備を行う。

(3) 安全誘導

避難誘導班は次のことを行う。

ア 避難通路の確保、非常口の開放等を行う。

イ 来店者等が混乱しないで退場できるように誘導する。

3 営業時間外に警戒宣言が発令された場合は、店内に残っている者が同条第2項第2号に定める応急対策を行う。

4 従業員等が休業日、休暇、退社後に警戒宣言の発令を知ったときは、原則として自宅待機とする。

(教育訓練)

第11条 防火管理者等は従業員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

			防火管理者	防火担当者	火元責任者
対象者	実施時期	実施回数			
新入社員	採用時	採用時1回	○		
正社員	<u>3月、9月</u>	年2回	○		
	朝礼時	必要の都度		○	○
アルバイト・パート	採用時	採用時1回	○		
	就業時	必要の都度		○	○
備考	○印は、実施対象者を示す。				

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防上従業員が遵守すべき事項
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）
- エ 警戒宣言発令時の対応（役割、実施事項等）
- オ その他必要な事項

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
消火訓練	<u>3月・9月</u>	震災訓練	<u>9月</u>
避難訓練	<u>3月・9月</u>		
通報訓練	<u>3月・9月</u>	総合訓練	<u>9月</u>

(消防機関への報告、連絡)

第12条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）届出
- (2) 防火指導の要請
- (3) 教育訓練指導の要請
- (4) 消防訓練実施の連絡
- (5) 消防用設備等の点検結果の報告
- (6) その他防火管理上必要な事項

附 則

この計画は、2022年9月1日から施行する。

※あくまで作成例です。同じ建物、同じ環境は二つと存在しませんので、各建物ごとの事情・特徴を把握したうえで作成をしてください。